ID:　426

担当部署:　こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

| | |
|---|---|
| **処分の概要** | 預かり保育の取消し |
| **例　規　名**<br>**根 拠 条 項** | 芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則　第27条 |
| **例 規 番 号** | 平成30年規則第46号の2 |

**【根拠条文】**

（預かり保育の取消し）

第27条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、預かり保育の承認を取り消すことができる。

(1)　第22条に規定する対象児の要件に該当しなくなったと認められるとき。

(2)　偽りその他不正の手段により預かり保育の承認を受けたと認められるとき。

(3)　その他市長が認定こども園の管理運営上支障があると認めるとき。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

**備考**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **設 定 年 月 日** | 平成31年4月1日 | **最終変更年月日** | 令和5年4月1日 |